

# れんごう中越地協

第1125号2022.10.21  
連合中越地域協議会  
長岡市愛宕3-7-24  
TEL 0258-86-0111  
FAX 0258-86-0884  
発行人 矢島 良彦  
定 価 1部10円



## 中越地域退職者連合と労金シニア倶楽部長岡支部

### 妖怪ばなしに引き込まれる

10月5日(火)に中越地域退職者連合と労金シニア倶楽部長岡支部、長岡北支部と共催でアトリウム長岡において講師に新潟妖怪研究所所長の高橋郁丸氏を招いてセミナーを開催した。参加者は65名で会場は、ほぼ満席状態であった。

10時からのシニア倶楽部総会では、広田長岡支部長、桜井長岡支部長の挨拶の後、報告事項、協議事項、役員体制が議論され満場一致で可決された。その総会終了後、



その他に北越奇談「燃土」「燃水」「白兔」「海鳴」「胴鳴」「無縫塔」「火井」や親鸞上人七不思議などの話を聞いて1時間30分があつという間に過ぎた。来年も労金シニア倶楽部との共催になると期待して筆を置く。



10時30分からセミナーを開催した。冒頭、中越地域退職者連合の成田会長、シニア倶楽部桜井長岡支部長の挨拶の後、セミナーに入った。妖怪ばなしという講演。内容は、妖怪には実怪と虚怪があり、その土地の「自然・歴史」、そして妖怪を「想像力」によって、「見た」「感じた」妖怪が人に伝えられて行くこと、そして「妖怪」はその土地の「景観・街並み」と共に年長者から若者、子供へと語り伝えられること、この世代交流が無くなると伝承は途絶えてしまい妖怪も絶滅することなどを教えられた。

河童、猫、狸に係るものが多いそうである。その中でも関川村の「たいしたもん蛇祭り」は伝承の一例であると思われるなどと話された。

#### 連合中越地協第32回年次総会

日時 11月16日(水)15:00～  
場所 ホテルニューオータニ長岡  
内容 2022年度活動報告  
2023年度の重点課題  
役員の一部交代に関する件他

#### 連合中越第12回幹事会

日時 11月7日(月)18:30～  
場所 地協事務所  
内容 当面する活動について  
労働相談街宣キャラバン  
第32回年次総会対策 他

#### ライフサポート事業 検証会議でサポート

新潟県ライフサポートセンター第8回「検証会議」が、10月3日(月)10時から地協事務所で開催された。

新潟県ライフサポートセンター事業は、新潟県労働者福祉協議会が運営し、昨年10月から長岡地区労働者福祉協議会で4人の相談員が電話相談に対応している。

相談では労働関係(職場の上司とうまくいかない)・家庭問題(子どもが引きこもっている)・法律関係(相続でもめている)・心の悩みや男女関係

(離婚を考慮しているが...)など様々な「生活」に関する相談が寄せられる。特に、弁護士・金融機関・カウンセラーと言った専門資格に関する相談には、専門家の人たちと連携しながら「解決の糸口」を見つけて出す対応を行っている。ひとりで悩まず、まずはセンターに連絡ください。相談は原則無料。平日10時から16時迄。秘密厳守。



連合新潟第12回執行委員会開催  
連合新潟第12回執行委員会が10月13日(木)に開催された。会議では第32回年次大会議案関係が審議されたほか、第26回参議院選挙まとめ案、明春の第20回統一地方選挙に係る県議会議員および市町村議会議員推薦等の政治関係が審議のうえ決定した。



#### 幹事(教宣文化担当) 米持信也

半分はまだ落ち込んでいます。確かに、私の小学校時代にはベルマーク委員がいて学校を挙げて取り組んでいたが、自分の子供たちからはそのような話は聞いた記憶がない。これは言えませんが、側面でも対策をしていない訳ではない。イオン、アピタ、ドン・キホーテなどに回収ボックスを設置したり、専用のサイトを經由して「楽天市場」や「じゃらん」などで商品を購入することで希望する学校を支援できる「ウェブベルマーク」を導入したりと時代と共に変化をしている。ベルマーク運動はSDGsの目標にある「質の高い教育をみんなに」にも通じる。1985年をピークに下火になっていきたベルマーク運動は今こそ時代に合った運動ではないだろうか。

サラリーマン川柳(肝心な話はお願ひ 日本語で) (気をつかい 細かく動けば 挙動不審) (病院で サミットしてる 爺7) (何ハラだ? 身をふり返り ハラハラさ)

サラリーマン川柳 (平日は 晴れて土日は 雨が降る) (タクシーを 呼び止めたけれど 四十肩) (馴れぬ家事 夫にあげたい 努力賞) (マヨネーズ カロリーハーフ 倍使う)



新潟会場

# 過労死等防止対策推進シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時 2022年 11月30日(水) 14:00~16:30 (受付13:00~)

会場 シティホールプラザ オアール長岡 市民交流ホールA (新潟県長岡市大手通1丁目4番地10)

参加無料 事前申込

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行います。感染拡大の状況により、開催方法が変更になる場合や、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。最新の情報は特設ホームページにてご確認ください。参加には事前申し込みが必要です。

特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索



主催:厚生労働省 後援:新潟県、新潟県弁護士会、新潟県社会保険労務士会 協力:過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会

# 忘れるな 拉致 県民集会

全面解決へ県民の力強い声を

令和4年 11月12日(土) 14:00~16:30 (開場13:30)

入場無料 応募多数の場合は抽選

会場 新潟市民芸術文化会館(りゅーとぴあ) コンサートホール (新潟市中央区一番堀通町3-2)

参加者

横田めぐみさんご家族 菅我ひとみさん 大澤昭一さん 中村クニさん



講演 東京国際大学特命教授 伊豆見 元氏 拉致報道写真展 アニメ「めぐみ」上映

申込方法 はがき等に郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号・参加人数を明記 申込先 〒950-8570 県庁 拉致問題調整室 問合せ先 県国際課拉致問題調整室 TEL 025-280-5876 申込期限:10月28日(金) 必着

新型コロナウイルス対策にご理解を 発熱や咳が出す方はいかなる場合もお入りください。 マスクの着用、手洗い、手指消毒の徹底と、社会的距離の確保をお願いします。 感染状況によっては内容変更、中止もあり得ます。ご了承ください。

主催:新潟日報社・新潟県・新潟市 協力:BSN新潟放送、NST新潟総合テレビ、TeNYテレビ新潟放送局、UX新潟テレビ21、FM新潟77.5 政府広報国際対策本部、法務省、北朝鮮に拉致された国民の救出を支援する新潟県協議会の会、北朝鮮による拉致問題に関する新潟県町村長の会、新潟市議会拉致問題早期解決推進議員連盟、岡崎市、旭州市、佐渡市、弥生会新潟、毎日新聞新潟支局、新潟新聞新潟支局、新潟県新聞支局、朝日新聞新潟支局、共同通信新潟支局、時事通信新潟支局、日本経済新聞新潟支局、日刊工業新聞新潟支局、NHK新潟放送局

新潟県

新潟県 拉致問題 検索

Refresh/ もっと自分らしい働き方 休み方

Refresh/ もっと自分らしい働き方 休み方

新しい働き方・休み方を 実践するために 年次有給休暇を 上手に活用しましょう。

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。 「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を切り振ることが出来る制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

## 1) 年次有給休暇付与計画表による 個人別付与方式の導入例

例えば、毎週金曜日に 年次有給休暇の計画的付与を活用すると? 年次有給休暇を土日で組み合わせると、連続休暇になります。また、点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も考えられます。



## 2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1) 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者 例2) 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者 5日 5日 15日 5日 事業主が計画的に付与できる 労働者が自由に取得できる 事業主が計画的に付与できる 労働者が自由に取得できる 個別に取得される日数に限り残った日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

## 3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、業務を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

## 時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

### 〈労使協定で定める事項〉

- ① 時間単位年休の対象労働者の範囲 対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に取られます。
- ② 時間単位年休の日数 1年5日以内の範囲で定めてください。
- ③ 時間単位年休1日分の時間数 1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない単位がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。
- ④ 1時間以上の時間を単位として与える場合の時間数 2時間単位など1日の所定労働時間を上回らない単位の時数を定めてください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

※) 時間単位の年次有給休暇の取得率については、就業規則が企業から5日を超えてはなりません。

# 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

新しい働き方・休み方を 実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



厚生労働省 都道府県労働局 | 労働基準監督署 働き方・休み方改善ポータルサイト: https://work-holiday.mhlw.go.jp/ 年次有給休暇取得促進特設サイト

働き方の新しいスタイル

